

公告

福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舎食調理等業務委託について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年2月12日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舎食調理等業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舎食調理等業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行場所

福井市南居町82 福井県立福井南特別支援学校

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舎食調理等業務委託に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第111号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。（この公告の日から提案書提出日までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 本校との連絡調整を速やかに行うために、福井県内に本社、支社、支店、営業所もしくは事業所（以下「事業所等」という。）を有すること。
- (7) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (8) 製造物責任法（平成6年法律第86号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (9) 学校、福祉施設又は医療施設で、受託する事業と同規模程度以上の食数となる1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (11) 緊急時速やかに対応できる代行者を確保できること。
- (12) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (13) 令和7年度福井県競争入札参加資格者名簿に給食調理業務の登録があること。

3 提案に必要な資料の提出期限

- (1) 企画提案参加申請書
令和8年2月24日（火）17時
- (2) 企画提案書
令和8年3月6日（金）17時

4 受託者の選定・契約等

実施要領を参照

5 問い合わせ先

〒918-8034

福井県福井市南居町82

福井県立福井南特別支援学校

TEL：0776-36-7631

FAX：0776-36-7147

E-mail: fukumisien@pref.fukui.lg.jp